

実際には表記なし

【 】内は、「参考」欄の内容を記述

15 有欠(続き)

別表第1(給与の支給に関する規則)

【給与支給規則第13条第2項別表第1】

表示	区分	内容(適用条文等)	参考
有欠(続き)	有給欠勤(続き)	別表第1(給与の支給に関する規則)	給与支給規則第13条第2項別表第1
		原因	承認を与える期間
		1 研修を受ける場合	計画の実施に伴い必要と認める期間
		2 厚生に関する計画の実施に参加する場合	計画の実施に伴い必要と認める期間
		3 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受け道政又は学術に関し、講演又は講義を行なう場合	そのつど必要と認める期間
		4 職務上の教養を目的とする講習会、講演その他これらに類するものであって、国、道又はその他の地方公共団体、学校等が行なうものに参加する場合	そのつど必要と認める期間
		5 職務遂行上必要な資格を取得するための試験又は道の実施する競争試験(選考を含む)を受ける場合	そのつど必要と認める期間
6 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が特に認める場合	当該事項につき人事委員会が定める期間		
有給欠勤(職務専念義務免除)	有給欠勤(職務専念義務免除)	職務に専念する義務の免除及び給与を減額しないことの特例承認	
		<p>全国身体障害者スポーツ大会の大会役員及び競技役員としての業務に従事する場合</p> <p>このことについて、職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第14号及び給与の支給に関する規則別表第14号の規定により、下記に掲げる場合について、北海道人事委員会の特例承認がありました。ついては、所属職員から職務に専念する義務の免除の承認及び当該期間給与を減額しないことについての申出があったときは、その取扱いに遺憾のないようにしてください。</p> <p>なお、市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員が下記の場合に職務に専念する義務を免除された給与の取り扱いについても同様です。</p> <p>記</p> <p>1 全国身体障害者スポーツ大会(予選会としての全道大会を含む。以下「身障スポーツ大会」という)の大会役員及び競技役員としての業務に従事する場合(道の主催する身障スポーツ大会及びその予備のための大会の場合並びに道の主催する身障スポーツ大会の場合を除く)並びに身障スポーツ大会に監督、コーチ又は選手として参加する場合</p> <p>2 職員が道の主催する身障スポーツ大会の予備のための大会に監督、コーチ又は選手として参加する場合</p>	職務に専念する義務の免除及び給与を減額しないことの特例承認について(昭62・10・27教総1296)道教育長から各市町村教育委員会教育長(各市町村学校長)あて
		<p>山岳遭難における捜索救助活動に従事する場合</p> <p>このことについて、職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第14号及び給与の支給に関する規則別表第14号の規定により、下記に掲げる場合について、北海道人事委員会の特例承認がありました。(以下、略)</p> <p>記</p> <p>山岳遭難の事故発生に伴い、職員が山岳遭難防止対策協議会長及び警察署長から依頼を受けて、救助隊員として捜索救助活動に従事する場合</p>	職務に専念する義務の免除及び給与を減額しないことの特例承認について(45教職第1307号 昭和45年12月22日)
		<p>国民体育大会等に役員、監督又は選手として参加する場合</p> <p>このことについて、職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第14号及び給与の支給に関する規則別表第14号の規定により、下記に掲げる場合について、北海道人事委員会の特例承認がありました。(以下、略)</p> <p>記</p> <p>1 職員が国民体育大会(以下、「団体」という。予選会としての全道大会及びブロック大会を含む。)の大会役員、競技会役員としての業務に従事する場合(道の主催する団体及びその予備のための大会の場合並びに道の主催する団体の直前の団体の場合を除く。)並びに団体に参加選手団本部役員、監督、コーチ又は選手として参加する場合</p> <p>2 職員が道の主催する団体の予備のための大会に監督、コーチ又は選手として参加する場合</p> <p>国民体育大会等に役員、監督又は選手として参加する場合</p>	職務に専念する義務の免除及び給与を減額しないことの特例承認について(教総第1120号昭和62年5月15日教育長通達)
		<p>全国的障害者スポーツ大会に役員、監督又はコーチとして参加する場合</p> <p>このことについて、職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第14号及び給与の支給に関する規則別表第14号の規定により、下記に掲げる場合について、北海道人事委員会の特例承認がありました。(以下、略)</p> <p>記</p>	職務に専念する義務の免除及び給与を減額しないことの特例承認について(教総第2130号 平成7年7月14日)

原因	承認を与える期間
1 研修を受ける場合	計画の実施に伴い必要と認める期間
2 厚生に関する計画の実施に参加する場合	計画の実施に伴い必要と認める期間
3 国または地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受け道政又は学術に関し、講演又は講義を行う場合	そのつど必要と認める期間
4 職務上の教養を目的とする講習会、講演その他これらに類するものであって、国、道又はその他の司法公共団体、学校等が行うものに参加する場合	その都度必要と認める期間
5 職務遂行上必要な資格を取得するための試験又は道の実施する競争試験(選考を含む)を受ける場合	その都度必要と認める期間
6 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が特に認める場合	当該事項につき人事委員会が定める期間

1) 職務専念義務免除

○職務に専念する義務の免除及び給与を減額しないことの特例承認

- ・全国身体障害者スポーツ大会の大会役員及び競技役員としての業務に従事する場合
【職務に専念する義務の免除及び給与を減額しないことの特例承認について(昭62.10.27 教総 1296) 道教育長から各市町村教育委員会教育長(各市町村学校長)あて】

このことについて、職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第14号及び給与の支給に関する規則別表第14号の規定により、下記に掲げる場合について、北海道人事委員会の特例承認がありました。ついては、所属職員から職務に専念する義務の免除の承認及び当該期間給与を減額しないことについての申し出があった時は、との取扱いに遺憾のないようにしてください。

なお、市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員が下記の場合に職務に専念する義務を免除された給与の取り扱いについても同様です。

記

- 1 全国身体障害者スポーツ大会(予選会としての全道大会を含む。以下「身障スポーツ大会」という)の大会役員及び競技役員としての業務に従事する場合(道の主催する身障スポーツ大会及びその予備のための大会の場合並びに道の主催する身障スポーツ大会の場合を除く)並びに身障スポーツ大会に監督、コーチ又は選手として参加する場合
- 2 職員が道の主催する身障スポーツ大会の予備のための大会に監督、コーチ又は選手として参加する場合

・山岳遭難における捜索救助活動に従事する場合

【職務に専念する義務の免除及び給与を減額しないことの特例承認について(45教職第1307号 昭45年12月22日)】

このことについて、職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第14号及び給与の支給に関する規則別表第14号の規定により、下記に掲げる場合について、北海道人事委員会の特例承認がありました。(以下、略)